

平成29事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について

国税庁では、的確な調査に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報の収集を行い、その収集した資料情報を様々な角度から分析し、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、厳正な調査を実施しています。

1 所得税

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

所得税の調査については、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に、深度ある実地による調査（特別調査・一般調査）を優先して実施する一方、特定の事項などに申告漏れ等が見込まれる事案には、短期間で行う実地による着眼調査を実施しています（以下、実地により行う調査を総称して「実地調査」といいます。）。

このほか、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により、申告漏れ、計算誤り又は所得（税額）控除の適用誤りがある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）を実施しています。

このように、事案に応じた的確な調査等（「実地調査」及び「簡易な接触」）をいいます。以下同じです。）を実施し、適正・公平な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が1万3千件（前事務年度1万3千件）、着眼調査が6千件（前事務年度6千件）であり、簡易な接触の件数は15万7千件（前事務年度16万4千件）となっています。

これらの調査等の合計件数は17万6千件（前事務年度18万4千件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は11万件（前事務年度11万2千件）となっています。

(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

実地調査による申告漏れ所得金額は、2,104億円（前事務年度1,822億

円) であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは1,781億円(前事務年度1,408億円)、着眼調査によるものは323億円(前事務年度414億円) となっています。

また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は695億円(前事務年度722億円) となっており、調査等合計では2,800億円(前事務年度2,544億円) となっています。

(3) 追徴税額(調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。) の状況

実地調査による追徴税額は、339億円(前事務年度262億円) であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは313億円(前事務年度230億円)、着眼調査によるものは25億円(前事務年度32億円) となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は83億円(前事務年度90億円) となっており、調査等合計では421億円(前事務年度352億円) となっています。

(参考) 譲渡所得

所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、8千件(前事務年度9千件) であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、5千件(前事務年度6千件) となっています。申告漏れ所得金額(調査等の対象となった全ての年分の合計) は、616億円(前事務年度592億円) となっています。

2 消費税(個人事業者)

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

消費税(個人事業者) の調査等については、収集した資料情報や所得税の申告事績、その業種の景況等から見て、所得税を過少に申告して意図的に消費税の申告を免れていると想定される事案、また、課税取引と非課税取引の判定や簡易課税制度のみなし仕入率に誤りが想定される事案などを対象に調査等を実施し、適正な課税に努めています。

実地調査の件数は、特別調査・一般調査が6千件(前事務年度6千件)、着眼調査が2千件(前事務年度2千件) であり、簡易な接触の件数は1万2千件(前事務年度1万4千件) となっています。

これらの調査等の合計件数は2万件(前事務年度2万2千件) であ

り、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は1万4千件（前事務年度1万5千件）となっています。

**(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）
の状況**

実地調査による追徴税額は、全体で57億円（前事務年度54億円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは51億円（前事務年度46億円）、着眼調査によるものは6億円（前事務年度8億円）となっています。

また、簡易な接触による追徴税額は10億円（前事務年度14億円）となっており、調査等合計では、66億円（前事務年度68億円）となっています。

平成29事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

1 所得税

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	13,262		6,140		19,402		164,138		183,540		
		13,047	98.4%	5,846	95.2%	18,893	97.4%	156,686	95.5%	175,579	95.7%	
2	申告漏れ等の非違件数	11,253		4,747		16,000		96,331		112,331		
		11,223	99.7%	4,303	90.6%	15,526	97.0%	94,077	97.7%	109,603	97.6%	
3	申告漏れ所得金額	1,408		414		1,822		722		2,544		
		1,781	126.5%	323	78.0%	2,104	115.5%	695	96.3%	2,800	110.1%	
4	追徴税額	本税		28		227		88		315		
			269	135.2%	22	78.6%	291	128.2%	80	90.9%	371	117.8%
5		加算税	31		4		35		2		37	
		45	145.2%	3	75.0%	48	137.1%	3	150.0%	50	135.1%	
6	計	230		32		262		90		352		
		313	136.1%	25	78.1%	339	129.4%	83	92.2%	421	119.6%	
7	一件当たり	申告漏れ所得金額		674		939		44		139		
			1,062	128.5%	552	81.9%	1,114	118.6%	44	100.0%	159	114.4%
8		本税	150		45		117		5		17	
			206	137.3%	38	84.4%	154	131.6%	5	100.0%	21	123.5%
9	加算税	24		6		18		0.1		2		
		34	141.7%	5	83.3%	25	138.9%	0.2	200.0%	3	150.0%	
10	計	174		51		135		6		19		
		240	137.9%	44	86.3%	179	132.6%	5	83.3%	24	126.3%	

- (注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員が行った調査等の計数を含む。)
3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。
5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

2 消費税(個人事業者)

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	6,261		1,993		8,254		13,549		21,803		
		5,961	95.2%	2,053	103.0%	8,014	97.1%	12,457	91.9%	20,471	93.9%	
2	申告漏れ等の非違件数	4,724		1,441		6,165		8,554		14,719		
		4,650	98.4%	1,458	101.2%	6,108	99.1%	7,787	91.0%	13,895	94.4%	
3	追徴税額	本税	38		7		45		13		58	
			42	110.5%	5	71.4%	47	104.4%	9	69.2%	56	96.6%
4		加算税	8		1		9		0.9		10	
		9	112.5%	1	100.0%	10	111.1%	0.6	66.7%	10	101.0%	
5	計	46		8		54		14		68		
		51	110.9%	6	75.0%	57	105.6%	10	71.4%	66	97.1%	
6	一件当たり	本税	62		33		55		10		27	
			71	114.5%	23	69.7%	59	107.3%	7	70.0%	27	100.0%
7		加算税	12		5		10		0.6		4	
			14	116.7%	5	100.0%	12	120.0%	0.5	83.3%	5	125.0%
8	計	74		38		65		10		31		
		85	114.9%	28	73.7%	71	109.2%	8	80.0%	32	103.2%	

- (注) 1 平成29年7月から平成30年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。
2 消費税の追徴税額には、地方消費税(譲渡割額)を含む。
3 上段は、前事務年度の計数である。

【参考1】特別調査・一般調査とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うものであり、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人等を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものである。

【参考2】着眼調査とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査である。

【参考3】簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものである。

(参考2)

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1件当たりの 申告漏れ 所得金額	1件当たりの 追徴税額 (含加算税)	直近の年分 に係る申告 漏れ割合	前 年 の 位 順 位
位		万円	万円	%	位
1	キャバレー	2,283	448	93.9	2
2	風 俗 業	2,170	425	100.0	1
3	漫 画 家	1,995	453	15.6	-
4	ス タ ン ド バ ー	1,655	446	70.5	-
5	宅 配	1,575	159	55.1	-
6	システムエンジニア	1,557	223	57.0	-
7	キャバクラ	1,533	266	74.9	-
8	冷暖房設備工事	1,450	220	58.1	12
9	特定貨物自動車運送	1,335	166	67.8	19
10	ダンプ運送	1,326	169	46.3	-

- (注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。
- 2 「直近の年分に係る申告漏れ割合」は、
(申告漏れ所得)
—————
(調査前所得)+(申告漏れ所得) で算出している。
- 3 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。
- 4 平成28事務年度まで、6位の「システムエンジニア」は「その他の技術サービス」、7位の「キャバクラ」は「キャバレー」などとして業種管理していたが、それぞれ業態に合わせて管理を細分化したことに伴い初出したもの。

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

	20 事務年度		21 事務年度		22 事務年度		23 事務年度		24 事務年度	
	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得
		万円		万円		万円		万円		万円
1	情報サービス	2,713	風 俗 業	2,184	風 俗 業	1,919	風 俗 業	3,096	風 俗 業	1,850
2	風 俗 業	2,387	情報サービス	1,549	プログラマー	1,696	バ	ー	と び 工 事	1,298
3	司法書士、行政書士	1,781	バ	ー	バ	ー	プログラマー	1,181	バ	ー
4	バ	ー	弁 護 士	1,434	商工業デザイナー	1,097	整 形 外 科 医	1,101	商工業デザイナー	1,182
5	不動産代理仲介	1,422	弁 理 士	1,227	土 木 工 事	1,019	特定貨物自動車運送	1,086	プログラマー	1,064

9

	25 事務年度		26 事務年度		27 事務年度		28 事務年度		29 事務年度	
	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得	業 種 目	1 件 当 たり 申 告 漏 れ 所 得
		万円		万円		万円		万円		万円
1	風 俗 業	4,351	風 俗 業	3,135	キャバレー	3,174	風 俗 業	2,211	キャバレー	2,283
2	情報サービス	2,407	型 枠 工 事	1,043	情報サービス	1,595	キャバレー	1,807	風 俗 業	2,170
3	バ	ー	情報サービス	983	司法書士、行政書士	1,374	生命保険外交員	1,364	漫 画 家	1,995
4	美 容	932	土 木 工 事	982	鉄骨、鉄筋工事	1,342	プログラマー	1,245	ス タ ン ド バ ー	1,655
5	プログラマー	855	写 真 家	958	型 枠 工 事	1,334	防 水 工 事	1,179	宅 配	1,575

(注) 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。

(付表)

(参考3)

平成29事務年度 譲渡所得の調査等事績

事務年度 項目	平成28事務年度	平成29事務年度	対前事務年度
① 調査等件数	件 8,984	件 7,731	% 86.1
土地建物等	6,373	5,811	91.2
株式等	2,611	1,920	73.5
② 申告漏れ等の 非違件数	件 6,181	件 5,307	% 85.9
土地建物等	4,168	3,809	91.4
株式等	2,013	1,498	74.4
③ 申告漏れ割合 (② / ①)	% 68.8	% 68.6	ポイント △ 0.2
土地建物等	65.4	65.5	0.1
株式等	77.1	78.0	0.9
④ 申告漏れ所得金額	億円 592	億円 616	% 104.1
土地建物等	425	485	114.1
株式等	167	132	78.7
⑤ 1件当たり申告 漏れ所得金額 (④ / ①)	万円 659	万円 797	% 121.0
土地建物等	666	834	125.2
株式等	641	686	107.0

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離課税所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

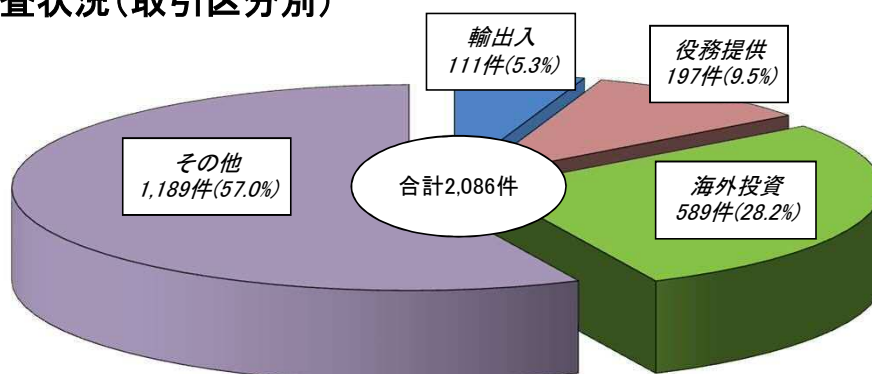
(参考4)

トピックス

海外投資等を行っている個人の調査状況

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、平成30年9月に初回交換が行われたCRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、平成30事務年度においても積極的に調査を実施します。
- 平成29事務年度における実地調査（特別・一般）の件数は、2,086件（平成28事務年度1,391件）となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,009万円（平成28事務年度2,082万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額1,365万円（平成28事務年度1,062万円）の約2.2倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は628億円（平成28事務年度290億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は605万円で、追徴税額は総額で126億円に上ります。

1 調査状況（取引区分別）

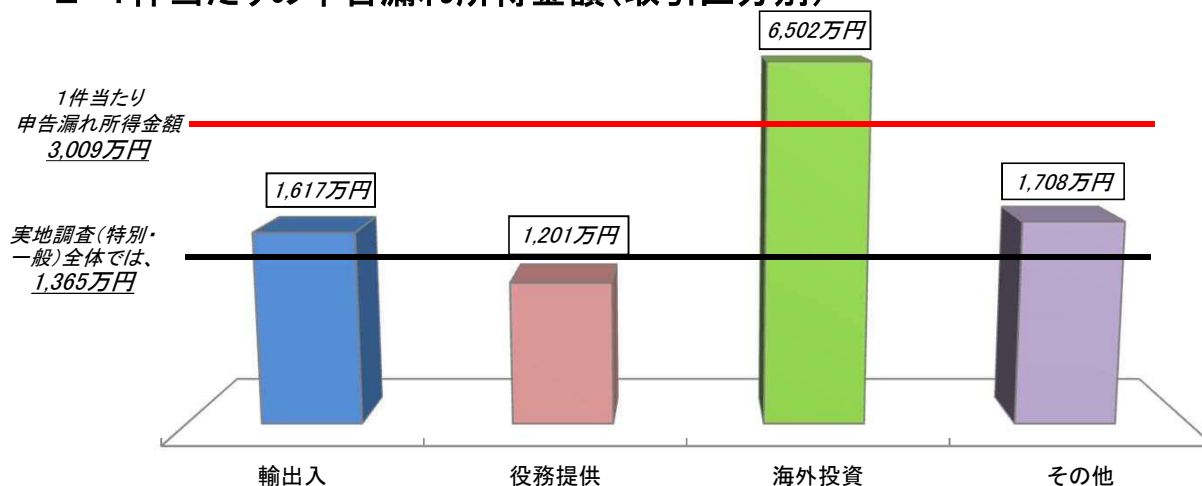


（注）（ ）内の数値は構成比

（参考）

- 1 輸出入…事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出（入）業者との契約による取引をいう。
- 2 役員提供…工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するサービスの提供をいう。
- 3 海外投資…海外の不動産、証券などに対する投資（預貯金等の海外での蓄財を含む。）をいう。
- 4 その他…海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

2 1件当たりの申告漏れ所得金額（取引区分別）



「富裕層」への対応

- 国税庁では、有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に調査を実施しており、平成30事務年度においても積極的に取り組んでいます。
- 平成29事務年度における実地調査（特別・一般）の件数は、1,903件（前年比125.9%）、追徴税額は総額で87億円（前年比150.0%）となっています。
- また、1件当たりの追徴税額は457万円で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額240万円の約1.9倍となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、平成29事務年度において397件（前年比181.3%）の調査を実施しており、1件当たりの追徴税額は1,052万円と特に高額となっています。

○ 「富裕層」に対する調査状況

項目		事務年度等			29事務年度 実地調査 (特別・一般)全体	
		28事務年度	29事務年度	対前年比		
調査件数		件	1,512	1,903	125.9%	13,047
申告漏れ等の非違件数		件	1,225	1,568	128.0%	11,223
申告漏れ所得金額		億円	212	374	176.4%	1,781
追徴税額		億円	58	87	150.0%	313
一件当たり	申告漏れ金額	万円	1,403	1,966	140.1%	1,365
	追徴税額	万円	380	457	120.3%	240

(参考) 海外投資等をした「富裕層」に対する調査事績

項目		事務年度等			
		28事務年度	29事務年度	対前年比	
調査件数		件	219	397	181.3%
申告漏れ等の非違件数		件	176	331	188.1%
申告漏れ所得金額		億円	88	177	201.1%
追徴税額		億円	27	42	155.6%
一件当たり	申告漏れ金額	万円	4,012	4,450	110.9%
	追徴税額	万円	1,213	1,052	86.7%

無申告者に対する調査状況

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして的確な課税処理に努めています。平成30事務年度においても実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施します。

＜所得税無申告者に対する調査状況＞

- 平成29事務年度における所得税無申告者に対する実地調査（特別・一般）の件数は、2,039件となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,376万円となっており、実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの申告漏れ所得金額1,365万円の約2.5倍となっています。
また、申告漏れ所得金額は総額で688億円に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は459万円で、追徴税額は総額で94億円に上ります。

＜消費税無申告者に対する調査状況＞

- 平成29事務年度における消費税無申告者に対する実地調査（特別・一般）の件数は、2,017件となっています。
- 1件当たりの追徴税額は、169万円となっており、消費税の実地調査（特別・一般）全体の1件当たりの追徴税額85万円の約2.0倍となっています。
また、追徴税額は総額34億円に上ります。

1 所得税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		28事務年度	29事務年度	対前年比					
		28事務年度	29事務年度								
調	査	件	数	件	2,115	2,039	96.4%				
申	告	漏	れ	所	得	金	額	億円	497	688	138.4%
追	徴	税	額	億円	48	94	195.8%				
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	金	額	万円	2,349	3,376	143.7%	
	追	徴	税	額	万円	225	459	204.0%			

(参考)

29事務年度 実地調査 (特別・一般)全体	
調査件数	13,047
申告漏れ所得金額	1,781
追徴税額	313
1件当たり申告漏れ所得金額	1,365
1件当たり追徴税額	240

2 消費税無申告者に対する調査状況

項目		事務年度等		28事務年度	29事務年度	対前年比	
		28事務年度	29事務年度				
調	査	件	数	件	1,967	2,017	102.5%
追	徴	税	額	億円	32	34	106.3%
1件当たり追徴税額		万円		164	169	103.0%	

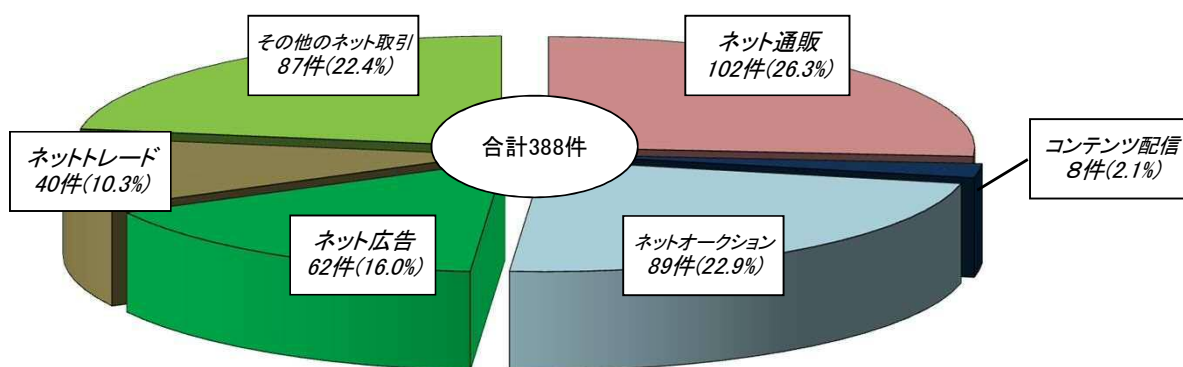
(参考)

29事務年度 実地調査 (特別・一般)全体	
調査件数	5,961
追徴税額	51
1件当たり追徴税額	85

インターネット取引を行っている個人の調査状況

- インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、平成30事務年度においても積極的に調査を実施します。
- 平成29事務年度における実地調査（特別・一般）の件数は、388件（平成28事務年度380件）となっています。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,361万円（平成28事務年度1,313万円）となっており、申告漏れ所得金額の総額は53億円（平成28事務年度50億円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は245万円で、追徴税額は総額で10億円に上ります。

1 調査状況(取引区分別)



(注) ()内の数値は構成比

(参考)

- 1 ネット通販…事業者が商品を販売するためのホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法(オンラインショッピング)による取引
- 2 コンテンツ配信…インターネットを利用して行われる電子化された音楽、静止画、動画、書籍、情報等のダウンロード取引又は配信提供に係る取引
- 3 ネットオークション…インターネットを利用して行われるオークション取引
- 4 ネット広告…ホームページ、電子メール、検索エンジンの検索結果画面等を利用して行われる広告関連取引
- 5 ネットトレード…インターネットを利用して行われる株、商品先物又は外国為替等の取引
- 6 その他のネット取引…出会い系サイトの運営など、1～5に該当しない取引

2 1件当たりの申告漏れ所得金額(取引区分別)

